	う。）（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるＦＴＴＨアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者）
ＣＡＴＶアクセスサービス	三　設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
ＢＷＡアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してＣＡＴＶアクセスサービスを提供する電気通信事業者
公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	基地局を設置してＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者
仮想移動電気通信サービス	公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する電気通信事業者
電子メールサービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル５Ｇに係るサービスを除く。）を提供する電気通信事業者
メッセージングサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者
検索サービス	メッセージングサービスを提供する電気通信事業者
ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス	検索サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
その他電気通信役務	ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
	その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者

４　前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等に

［新設］